



特別区域に係る同項の高規格堤防その他河川の用に供される土地のうち農用地等として利用することにより河川の管理に支障を及ぼすおそれがないと認められるものを除く。)

六 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第十二条第一項(同項第五号を除く。)の業務又は同条第三項の業務(国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る)に係る

七 砂防法(明治三十年法律第二十九号)による砂防設備

八 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)による地すべり防止施設

九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)による急傾斜地崩壊防止施設

十 削除

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設する鉄道施設又は軌道施設

十二 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者又は索道事業者が建設し、及び管理する鉄道施設又は索道施設のうち、当該事業者の鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供するもの

十三 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道

十四 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第一百五号)による石油パイプライン事業の用に供する導管

十五 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)による港湾施設又は漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第一百三十七号)による漁港施設

十六 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)による海岸保全施設

十七 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)による航路標識

十八 港則法(昭和二十三年法律第一百七十四号)による信号所

十九 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー

二十 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設

二十一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)による認定電気通信事業の用に供す

する空中線系(その支持物を含む。)又は中継施設

二十二 放送法(昭和二十五年法律第八百三十二号)による基幹放送の用に供する空中線系(その支持物を含む。)及びこれと併設される送信装置

二十三 電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物(発電又は蓄電の用に供する電気工作物を除く。)

二十四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十号)によるガス工作物(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物を除く。)

二十五 水道法(昭和三十二年法律第七百七十七号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設

二十六 水害予防組合が行う水防の用に供する施設

二十六の二 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(次に掲げる要件の全てを満すものに限る。)において当該計画に係る区域内の農用地等の保全及び効率的な利用を確保する見地から定められている当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されるものとして当該計画に定められている施設で、第二十八号イからトまでに掲げる要件の全てを満たすもの

イ 当該計画に係る区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から農業委員会の意見を聴いて市町村が条例に基づき定める計画であること。

ロ 当該計画を定めようとするときにその旨を公表し、当該計画の案をその公告の日から三十日間縦覧に供し、当該公告を行つた市町村の住民に意見書を提出する機会を付与した上で定めた計画であること。

ハ 当該計画に係る区域内の自然的経済的社会的諸条件からみて、法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、効率的かつ安定的な農業經營を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ニ 農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る見地からみて、当該計画に従つて農

ニ 農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る見地からみて、当該計画において農用地等以外の用途に供されることを予定する法第十条第三項各号に掲げる土地が妥当な規模を超えないものであること。

ホ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、法第十条第三項各号に掲げる土地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。

ホ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、法第十条第三項第二号から三までのいずれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものであること。

ヘ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業(同法第一二条第二項に規定する土地改良事業をいう。次号ルにおいて同じ。)の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、その土地についての農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号)第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。同号ルにおいて同じ。)の存続期間が満了しているものであること。

ヘ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供する土地の区域内の土地を農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

ヘ 当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、地域計画(農業經營基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十九条第一項に規定する地域計画をいう。次号ロ及び第三十七条第二号において同じ。)の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ヘ 当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、農地の集團化、農作業の効率化その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれないと認められること。

ト ヘ 当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、効率的かつ安定的な農業經營を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

リ ヘ 当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、法第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれないと認められること。

ヌ ヘ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、法第十条第三項第二号に



第一十三条の三第一項前段の申出又は同意があつたことを証する書面 同項後段の同意があつたことを証する書面 及び法第十三条の四第三項の同意があつたことを証する書面	四 法第八条第一項の規定により定めようとする農業振興地域整備計画の概要又は法第十三条第一項の規定により変更しようとする農業振興地域整備計画の変更の概要
五 農業振興地域整備計画を定め、又は変更しようとする場合において交換分合を行うこと特に必要とする理由を記載した書面	法第十三条の二第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする場合において交換分合に係る土地のうち当該変更により農用地区域から除外しようとする土地の面積の合計が、当該交換分合に係る土地のうちその変更しようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある土地及び当該変更により新たに農用地区域として定めようとする土地の面積の合計のおおむね三割を超えないよう交換分合計画を定めなければならぬ。
六 農業振興地域整備計画のうち法第八条第一項第二号に掲げる事項に係るもの実施を促進する必要があると認める理由を記載した書面	法第十三条の二第二項の規定により交換分合を行おうとする場合において、同条第三項の認可を受けようとするときは、法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第三項において準用する法第十三条の二第二項の規定により交換分合に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。
七 法第十三条の二第二項第一号に掲げる場合イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類	法第十三条の二第二項第一号に掲げる場合イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類
八 農業振興地域整備計画の達成に資するため交換分合を行うことを特に必要とする理由を記載した書面	法第十三条の二第二項第一号に掲げる場合イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類
九 法第十八条の二第一項第二号に掲げる場合イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類	法第十八条の二第一項第二号に掲げる場合イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類

十 法第十三条の二第一項第二号に掲げる場合イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類	十一 法第十三条の二第一項第二号に掲げる場合イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類
十二 法第十三条の二第一項第二号に掲げる場合イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類	十三 法第十三条の二第一項第二号に掲げる場合イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類
十四 法第十三条の二第一項第二号に掲げる場合イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類	十五 法第十三条の二第一項第二号に掲げる場合イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類
十五 法第十三条の二第一項第二号に掲げる場合イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類	十六 法第十三条の二第一項第二号に掲げる場合イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類
十六 法第十三条の二第一項第二号に掲げる場合イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類	十七 法第十三条の二第一項第二号に掲げる場合イ 第一項第一号から第三号までに掲げる書類

第十七条 法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告は、都道府県の公報により行うものとする。	第十八条の二 法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出には、(書類の送付に代わる公告)
第十九条 法第十三条の五において準用する土地改良法第一百十二条の規定による公告は、市町村の事務所の掲示場に五日間送付すべき書類の要旨を掲示してしなければならない。	第十九条 法第十三条の五において準用する土地改良法第一百十二条の規定による公告は、市町村の事務所の掲示場に五日間送付すべき書類の要旨を掲示してしなければならない。
第二十条 法第十三条の五において準用する土地改良法第一百一条第二項の農林水産省令で定める処分の制限のある土地は、民事訴訟法(平成八年法律第四号)、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)、人事訴訟法(平成十五年法律第一百九号)、国税徴収法(昭和三十四年法律第一百四十九号)その他の法律の規定により処分の制限のある土地とする。	第二十条 法第十三条の五において準用する土地改良法第一百一条第二項の農林水産省令で定める処分の制限のある土地は、民事訴訟法(平成八年法律第四号)、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)、人事訴訟法(平成十五年法律第一百九号)、国税徴収法(昭和三十四年法律第一百四十九号)その他の法律の規定により処分の制限のある土地とする。
第二十一条 法第十三条の五において準用する土地改良法第一百二条第二項の規定による総合的な勘案は、当該所有者が取得すべきすべての土地及び失うべきすべての土地及び失うべきすべての土地と並びに同項に掲げる事項に基づいて評定した当該所有者が取得すべきすべての土地及び失うべきすべての土地の等位についてしなければならない。	第二十一条 法第十三条の五において準用する土地改良法第一百二条第二項の規定による総合的な勘案は、当該所有者が取得すべきすべての土地及び失うべきすべての土地と並びに同項に掲げる事項に基づいて評定した当該所有者が取得すべきすべての土地及び失うべきすべての土地の等位についてしなければならない。

第二十二条 法第十三条の五において準用する土地改良法第一百二条第三項の規定による公告は、前項に掲げる事項を記載し、市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。	第二十二条 法第十三条の五において準用する土地改良法第一百二条第三項の規定による公告は、前項に掲げる事項を記載し、市町村の事務所の掲示場に五日間掲示してするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。
第二十三条 法第十五条の二第一項第一号の農林水産省令で定める施設は、国又は地方公共団体が設置する道路、農業用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。	第二十三条 法第十五条の二第一項第一号の農林水産省令で定める施設は、国又は地方公共団体が設置する道路、農業用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。

一 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百一十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の用に供する施設  
二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設  
三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同法第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設  
四 多数の者の利用に供する施設で次に掲げるものの  
イ 国が設置する施設であつて、本府若しくは本省又は本府若しくは本省の外局の本庁の用に供する施設  
ロ 国が設置する地方支分部局の本庁の用に供する施設  
ハ 都道府県、都道府県の支庁若しくは地方事務所、市役所、特別区の区役所又は町村役場の用に供する施設  
ニ 警視庁又は道府県警察本部の本庁の用に供する施設  
五 宿舎（職務上常駐を必要とする職員又は職務上その勤務地に近接する場所に居住する必要がある職員のためのものを除く。）  
（法第十五条の二第一項第八号の農林水産省令で定める行為）  
六 水産省令による施設である。  
（法第十五条の二第一項第八号の農林水産省令で定める行為）  
七 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱業権の設定される土地の区域内において行う鉱物の掘採のための試い  
八 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為  
（法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為）  
九 地中管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が農用地内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために行うもの  
（法第十九条第二項第四号の措置として認定農業者（同法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。）が設置しようとする農業用施設に係る行為）  
十 地すべり等防止法による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為  
十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為  
十二 削除  
十三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設又は軌道施設の建設又は管理に係る行為  
十四 鉄道事業法による鉄道事業者若しくは索道事業者が行うその鉄道事業若しくは索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する鉄道施設若しくは索道施設の建設又はこれらの施設の管理に係る行為  
（前号に該当するものを除く。）  
ハ 農用地以外の土地の農用地への用途の変更又は農用地間における用途の変更で、面積が三十アール以下であるもの

二 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は建築面積が九十平方メートル以下であるもの  
幅員が二メートル以下の農業用排水路の設置に係る行為  
へ 路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分以外の部分の幅員が三メートル以下の農道又は林道の設置に係る行為  
本幅員が二メートル以下の農業用排水路の設置に係る行為  
三 仮設の工作物の新築、改築又は増築  
四 水道管、下水管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、改築又は増築  
五 放送又は有線テレビジョン放送のための受信用の空中線系（その支持物を含む。）又はこれに類するものの設置又は管理に係る行為  
六 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財（農用地区域内にあるものに限る。）の保存に係る行為  
七 鉱業法（昭和二十六年法律第六十六号）に基づく土地開発公社が行う道路又は管理に係る行為  
八 道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社又は地方道路公社が行う道路又は管理に係る行為  
九 道路開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に基づく土地開発公社をいう。）が行う道路の用に供する土地の造成に係る行為  
十 土地開発公社による一般自動車道又は専用自動車道（同法にいう一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法にいう一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）の設置又は管理に係る行為  
十一 沿岸法による海岸保全施設の設置又は管理に係る行為  
十二 水路測量標の設置又は管理に係る行為  
十三 道路法による道路の設置又は管理に係る行為  
十四 道路法による道路の設置又は管理に係る行為  
十五 軌道法による軌道の敷設又は管理に係る行為  
十六 石油パイプライン事業法による石油パイプライン事業の用に供する導管の設置又は管理に係る行為  
十七 港湾法による港湾施設の設置若しくは管理に係る行為又は漁港及び漁場の整備等に関する法律による漁港施設の設置若しくは管理に係る行為  
十八 海岸法による海岸保全施設の設置又は管理に係る行為  
十九 航路標識法による航路標識の設置又は管理に係る行為  
二十 水路業務法（昭和二十五年法律第一百二号）による水路測量標の設置又は管理に係る行為  
二十一 港則法による信号所の設置又は管理に係る行為  
二十二 航空法による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に係る業務の用に供するレーダーの設置又は管理に係る行為  
二十三 成田国際空港株式会社が行う成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）第五条第一項第一号又は第二号の業務に係る行為  
二十四 港則法による信号所の設置又は管理に係る行為  
二十五 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為  
二十六 放送法による基幹放送の用に供する空中線系（その支持物を含む。）及びこれと併設される送信装置の設置又は管理に係る行為  
二十七 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）又は中継施設の設置又は管理に係る行為  
二十八 電気事業法による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物（発電又は蓄電の用に供する電気工作物を除く。）の設置又は管理に係る行為  
二十九 水道法による水道事業若しくは水道用供給事業若しくは工業用水道事業法による

七条の五において同じ。）及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第十五条の二第一項の許可に係る事務を処理することとされている市町村以外の市町村にあつては都道府県の意見を聴いた場合に限る。）において、当該認定農業者が行う当該農業用施設の設置に係る行為  
八 削除  
九 道路法による道路の設置又は管理に係る行為  
十 地中管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が農用地内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために行う事業の実施に係る行為  
十一 市町村が地域計画に、農業経営基盤強化促進法第十九条第二項第四号の措置として認定農業者（同法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。）が設置しようとする農業用施設を設置することにより、周辺の農地に係る營農条件に支障を生ずるおそれがないことを市町村又は農業委員会が認めた場合（指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。）第三十七条の四及び第三十

五条の五において同じ。）及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第十五条の二第一項の許可に係る事務を処理することとされている市町村以外の市町村にあつては都道府県の意見を聴いた場合に限る。）において、当該認定農業者が行う当該農業用施設の設置に係る行為  
六 増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は建築面積が九十平方メートル以下の農道又は林道の設置に係る行為  
七 增築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は建築面積が九十平方メートル以下の農道又は林道の設置に係る行為  
八 增築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は建築面積が九十平方メートル以下の農道又は林道の設置に係る行為  
九 增築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は建築面積が九十平方メートル以下の農道又は林道の設置に係る行為  
十 增築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は建築面積が九十平方メートル以下の農道又は林道の設置に係る行為  
十一 增築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は建築面積が九十平方メートル以下の農道又は林道の設置に係る行為  
十二 增築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は建築面積が九十平方メートル以下の農道又は林道の設置に係る行為  
十三 增築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は建築面積が九十平方メートル以下の農道又は林道の設置に係る行為  
十四 增築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は建築面積が九十平方メートル以下の農道又は林道の設置に係る行為  
十五 軌道法による軌道の敷設又は管理に係る行為  
十六 石油パイプライン事業法による石油パイプライン事業の用に供する導管の設置又は管理に係る行為  
十七 港湾法による港湾施設の設置若しくは管理に係る行為又は漁港及び漁場の整備等に関する法律による漁港施設の設置若しくは管理に係る行為  
十八 海岸法による海岸保全施設の設置又は管理に係る行為  
十九 航路標識法による航路標識の設置又は管理に係る行為  
二十 水路業務法（昭和二十五年法律第一百二号）による水路測量標の設置又は管理に係る行為  
二十一 港則法による信号所の設置又は管理に係る行為  
二十二 航空法による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に係る業務の用に供するレーダーの設置又は管理に係る行為  
二十三 成田国際空港株式会社が行う成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）第五条第一項第一号又は第二号の業務に係る行為  
二十四 港則法による信号所の設置又は管理に係る行為  
二十五 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為  
二十六 放送法による基幹放送の用に供する空中線系（その支持物を含む。）及びこれと併設される送信装置の設置又は管理に係る行為  
二十七 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）又は中継施設の設置又は管理に係る行為  
二十八 電気事業法による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物（発電又は蓄電の用に供する電気工作物を除く。）の設置又は管理に係る行為  
二十九 水道法による水道事業若しくは水道用供給事業若しくは工業用水道事業法による



意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(協定の公告)  
第四十条 法第十八条の四第一項（法第十八条の六第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場に掲示することその他所定の手段により行うとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行うものとする。

一 協定の名称  
二 協定に係る施設

三 協定区域を表示した図面（法第十八条の二第二項第三号及びロに掲げる区域を区分して図示したものに限る。）  
四 協定の縦覧場所

2 前項の規定は、法第十八条の五第二項（法第十八条の六第二項及び第十八条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

三 協定区域を表示した図面（法第十八条の二第二項第三号及びロに掲げる区域を区分して図示したものに限る。）  
四 協定の縦覧場所

2 前項の規定は、法第十八条の五第二項（法第十八条の六第二項及び第十八条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定区域の明示方法

第四十一条 法第十八条の五第二項（法第十八条の六第二項及び第十八条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定区域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示して行うとともに、当該図面をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行うものとする。

（協定の変更の認可を受ける場合の添付書類）  
第四十二条 法第十八条の六第一項の規定による協定の変更の認可を受けるようとするときは、同項の合意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（協定の目的となる施設）  
第四十三条 法第十八条の十二第一項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。  
一 主として農業者に係る土地が利益を受ける農業用排水施設（令第十五条に規定する施設を除く。）  
二 主として農業者の利用に供されている農業集落排水施設及び集会施設

（協定の認定を受ける場合の添付書類等）  
第四十四条 法第十八条の十二第一項の規定による認定を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 協定に参加している者の合意があつたことを証する書面

二 協定の目的となる施設について設置者又は管理者がある場合にあつては、当該設置者又は管理者の同意を得ていることを証する書面

三 前条第一号に掲げる施設に係る協定にあっては当該施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等の、同条第二号に掲げる施設に係る協定にあつては当該施設の利用者の相当部分が協定に参加していることを証する書面

四 協定の縦覧場所

2 前項の規定は、令第十六条第二項の規定による協定の変更の認定を受ける場合について準用する。

（協定に係る軽微な変更）  
第四十五条 令第十六条第二項の農林水産省令で定める軽微な変更は、協定の目的となる施設の名称の変更、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

（権限の委任）

第四十六条 法第六条第六項（法第七条第二項において準用する場合を含む。）及び第十二条第一項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。

附 則

この省令は、法の施行の日（昭和四十四年九月二十七日）から施行する。

附 則

（昭和五〇年七月五日農林省令第三七号）  
この省令は、法の施行の日（昭和五十年七月十五日）から施行する。

附 則

（昭和五〇年七月五日農林省令第三九号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

項の規定により都道府県知事が農業振興地域整備基本方針を変更した後に行う当該都道府県における農業振興地域整備計画の策定又は変更について適用する。

附 則（昭和六一年四月一日農林水産省令第三九号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年七月二二日農林水産省令第三九号）  
この省令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）の施行の日（昭和六十三年七月二十三日）から施行する。

附 則（平成二年一二月一四日農林水産省令第四六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一二月一四日農林水産省令第四六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一二月一四日農林水産省令第三五号）  
この省令は、平成十四年三月三十一日から施行する。

附 則（平成二年一二月一四日農林水産省令第二〇号）  
この省令は、平成十四年三月三十一日から施行する。

附 則（平成二年一二月一四日農林水産省令第八二号）  
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二年一二月一四日農林水産省令第三五号）  
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二年一二月一四日農林水産省令第一〇一號）  
この省令は、平成十五年八月二十日から施行する。

附 則（平成二年一二月一四日農林水産省令第五七号）  
この省令は、平成十五年八月二十日から施行する。

附 則（平成二年一二月一四日農林水産省令第一〇一號）  
この省令は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年三月二十一日）から施行する。

附 則（平成一二年三月三〇日農林水産省令第三九号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年九月一日農林水産省令第八二号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年九月一日農林水産省令第一〇一號）  
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年九月一日農林水産省令第三五号）  
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年九月一日農林水産省令第二〇号）  
この省令は、平成十四年三月三十一日から施行する。

附 則（平成一二年九月一日農林水産省令第一〇一號）  
この省令は、平成十四年三月三十一日から施行する。

<p><b>附 則</b> (平成二六年二月二八日農林水產省令第一五号) 抄</p> <p>この省令は、農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十七九年一月一日) から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二七年九月二一日農林水產省令第一〇四号)</p> <p>この省令は、平成十七年十月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年三月二七日農林水產省令第一四号)</p> <p>この省令は、平成十九年七月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二〇年三月三一日農林水產省令第二一号) 抄</p> <p>この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二二年三月三一日農林水產省令第二二号) 抄</p> <p>この省令は、農業の構造改革を推進するための農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二六年九月一〇日農林水產省令第四九号) 抄</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二八年一月二八日農林水產省令第四号) 抄</p> <p>この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二八年三月二八日農林水產省令第一八号)</p> <p>この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条から第八条まで及び第十条から第十五条までの規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (令和二年四月一日) から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二八年三月三一日農林水產省令第二三号)</p> <p>この省令は、行政不服審査法の施行の日 (平成二十八年四月一日) から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年六月一四日農林水產省令第三六号) 抄</p> <p>この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十九年六月十九日) から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年九月二五日農林水產省令第五六号) 抄</p> <p>この省令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十九年七月二十四日) から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二三年六月三〇日農林水產省令第四六号)</p> <p>この省令は、農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日 (平成二十三年八月二日) から施行する。</p>
--

<p><b>附 則</b> (平成二六年二月二八日農林水產省令第五七号)</p> <p>この省令は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日 (平成三十年八月三十一日) から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二六年三月二八日農林水產省令第二二号)</p> <p>この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二六年三月三一日農林水產省令第二八号) 抄</p> <p>この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (以下「改正法」という) の施行の日 (令和元年十一月一日) から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条から第八条まで及び第十条から第十五条までの規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (令和二年四月一日) から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和元年九月一一日農林水產省令第二八号) 抄</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二八年三月三一日農林水產省令第四七号)</p> <p>この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年十二月十六日) から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和元年一二月一六日農林水產省令第九号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和二年二月一四日農林水產省令第一三号)</p> <p>この省令は、令和二年三月九日農林水產省令第一三号) 抄</p> <p>この省令は、令和二年三月三十一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和二年一二月二一日農林水產省令第八三号)</p> <p>この省令は、令和二年三月三十一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和四年九月二八日農林水產省令第五四号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和四年九月二八日農林水產省令第六六号) 抄</p> <p>この省令は、令和四年十月一日から施行する。</p>
---

<p><b>附 則</b> (平成二〇年三月三一日農林水產省令第六四号)</p> <p>この省令は、土地改良法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十九年九月二十五日) から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年九月二五日農林水產省令第五六号)</p> <p>この省令は、農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (以下「改正法」とい</p>
--